

令和2年第1回青森市議会定例会提出

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
1	R2.2.25	青森市の合葬墓条例案に 対する請願書 その1	青森市茶屋町11—5 青森生活と健康を守る会 会長 成田 明雅	赤平 勇人 山脇 智	文教経済 (常)
2	R2.2.25	青森市の合葬墓条例案に 対する請願書 その2	青森市茶屋町11—5 青森生活と健康を守る会 会長 成田 明雅	赤平 勇人 山脇 智	文教経済 (常)
3	R2.2.25	青森市の合葬墓条例案に 対する請願書 その3	青森市茶屋町11—5 青森生活と健康を守る会 会長 成田 明雅	赤平 勇人 山脇 智	文教経済 (常)

青森市の合葬墓条例案に対する請願書 その1

令和2年2月25日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市茶屋町 11-5  
青森生活と健康を守る会  
会長 成 田 明 雅

紹介議員 赤 平 勇 人  
山 脇 智

(請願の趣旨)

いよいよ、念願の合葬墓の受け付けが今年6月から開始される。待ちに待った人々にとっては、うれしい限りである。

さて、今回の条例案を見ると、金額が高すぎると感じる。納骨室及び合葬室で9万8000円、合葬室は6万2000円、生活保護利用者並びに生活保護に準ずる公的支援給付を受けている人は合葬室の使用料を5割減額するとなっている。納骨室は2000体、合葬室は8000体で、納骨室は20年をめぐりに合葬室へと移動になる。納骨室は9万8000円掛ける2000体で1億9600万円、合葬室は6万2000円掛ける8000体で4億9600万円。市の財政から繰り入れられないで7億円弱の事業になる。これから水道光熱費、施設維持費、人件費など毎年かかる経費（見積額3000万円）、20年で6億円を差し引き、残りの1億円を利用者へ還元すると考えれば1万円の減額ができる計算になる。納骨室は20年としているが、途中で遺族が存命されなければ合葬室へ移動となる。合葬室は8000体を過ぎたら、遺骨を粉骨してならずということも考えられる。すると8000体より多くの納骨が可能になる。

さらに、10年で施設の増設も考えられる。10年で満杯になることも予想される。そのときは、さらに1億円で増設をするということも計算上可能だと考えられる。それも市の負担が少なく済むと見られる。

市民が利用できるよう配慮していくことを考えると、上記の計算で1万円の減額は可能と考える。また、利用者の中に生活保護受給額より低い年金で生活されている方々がいる。5割減額の対象をその方々にも広げることができると思う。

(請願事項)

今定例会に上程されている合葬墓関連の条例の可決・施行後は、合葬墓使用料の引き下げをぜひ検討していただきたい。

青森市の合葬墓条例案に対する請願書 その2

令和2年2月25日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市茶屋町 11-5  
青森生活と健康を守る会  
会長 成 田 明 雅

紹介議員 赤 平 勇 人  
山 脇 智

(請願の趣旨)

いよいよ、念願の合葬墓の受け付けが今年6月から開始される。待ちに待った人々にとっては、うれしい限りである。

さて、今回の条例案を見ると、金額が高すぎると感じる。納骨室及び合葬室で9万8000円、合葬室は6万2000円、生活保護利用者並びに生活保護に準ずる公的支援給付を受けている人は合葬室の使用料を5割減額するとなっている。納骨室は2000体、合葬室は8000体で、納骨室は20年をめぐりに合葬室へと移動になる。納骨室は9万8000円掛ける2000体で1億9600万円、合葬室は6万2000円掛ける8000体で4億9600万円。市の財政から繰り入れられないで7億円弱の事業になる。これから水道光熱費、施設維持費、人件費など毎年かかる経費（見積額3000万円）、20年で6億円を差し引き、残りの1億円を利用者へ還元すると考えれば1万円の減額ができる計算になる。納骨室は20年としているが、途中で遺族が存命されなければ合葬室へ移動となる。合葬室は8000体を過ぎたら、遺骨を粉骨してならずということも考えられる。すると8000体より多くの納骨が可能になる。

さらに、10年で施設の増設も考えられる。10年で満杯になることも予想される。そのときは、さらに1億円で増設をするということも計算上可能だと考えられる。それも市の負担が少なく済むと見られる。

市民が利用できるよう配慮していくことを考えると、上記の計算で1万円の減額は可能と考える。また、利用者の中に生活保護受給額より低い年金で生活されている方々がいる。5割減額の対象をその方々にも広げることができると考える。

(請願事項)

今定例会に上程されている合葬墓関連の条例の可決・施行後は、施設が満杯になり次第、10年単位で増設する計画をぜひ立てていただきたい。

青森市の合葬墓条例案に対する請願書 その3

令和2年2月25日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市茶屋町 11-5  
青森生活と健康を守る会  
会長 成 田 明 雅

紹介議員 赤 平 勇 人  
山 脇 智

(請願の趣旨)

いよいよ、念願の合葬墓の受け付けが今年6月から開始される。待ちに待った人々にとっては、うれしい限りである。

さて、今回の条例案を見ると、金額が高すぎると感じる。納骨室及び合葬室で9万8000円、合葬室は6万2000円、生活保護利用者並びに生活保護に準ずる公的支援給付を受けている人は合葬室の使用料を5割減額するとなっている。納骨室は2000体、合葬室は8000体で、納骨室は20年をめどに合葬室へと移動になる。納骨室は9万8000円掛ける2000体で1億9600万円、合葬室は6万2000円掛ける8000体で4億9600万円。市の財政から繰り入れられないで7億円弱の事業になる。これから水道光熱費、施設維持費、人件費など毎年かかる経費（見積額3000万円）、20年で6億円を差し引き、残りの1億円を利用者へ還元すると考えれば1万円の減額ができる計算になる。納骨室は20年としているが、途中で遺族が存命されなければ合葬室へ移動となる。合葬室は8000体を過ぎたら、遺骨を粉骨してならずということも考えられる。すると8000体より多くの納骨が可能になる。

さらに、10年で施設の増設も考えられる。10年で満杯になることも予想される。そのときは、さらに1億円で増設をするということも計算上可能だと考えられる。それも市の負担が少なく済むと見られる。

市民が利用できるよう配慮していくことを考えると、上記の計算で1万円の減額は可能と考える。また、利用者の中に生活保護受給額より低い年金で生活されている方々がいる。5割減額の対象をその方々にも広げることができると考える。

(請願事項)

今定例会に上程されている合葬墓関連の条例の可決・施行後は、生活保護受給額よりも低い年金で生活している人もぜひ5割減額の対象にしていただきたい。